

工事現場の労災保険

一括有期事業報告書について

報告する元請工事がない場合は元請工事なしに○を付けてご提出ください。

次年度の加入証明書について 発行を希望される場合は、元請工事報告書の下欄「希望」に○を付けてください。後日、事業所あてに郵送いたします。なお、年度更新説明会にお越しの場合は、会場にて発行のうえお渡しいたします。

元請工事内容記載について

元請工事の報告がある場合はできる限り四日市支部HPよりエクセル表をダウンロードしていただきご利用下さい。メールでの提出も可能ですが【**年度更新記入説明・相談会・令和8年3月26日木曜日・27日金曜日・28日土曜日**】のいずれかにお越し下さい。電子メール宛先→ hibino@y-kenro.com

* 報告書には、**2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日**までの間に終了した元請工事を記入してください。

工事現場の労災保険の労働者に関する保険料は、元請工事請負代金額に、工事の種類ごとに定められた、労務費率と保険率をかけて計算されます。

一工事の請負金額(税抜き)が1億8千万円未満、かつ概算保険料が160万円未満の工事(開始当初にこの要件で未満で、確定時にこの要件を超過した工事は含みます。)を記入してください。

建設の事業は元請一括扱いとなり、下請工事は参入の対象になりません。

前年度よりの繰越工事の報告もれが多く見受けられますので、ご注意ください。

* 報告書への記入は、事業の種類ごとに、工事を開始した時期ごとに記入してください。

請負金額が500万円未満の工事については、「〇〇工事他〇〇件」と事業の種類ごとにまとめて記入し、後日の労働保険料算定基礎調査等でその内訳が明確になるようにしておいて下さい。

労災申請した元請工事現場は500万円未満でも、必ず1件ずつ報告して下さい。

下請工事及び特別加入者のみの作業現場については報告不要

建売住宅事業については住宅を販売する事業主を発注者とし、当該発注者と請負契約を締結した事業主を元請負人とします。

* 事業の期間について

事業(工事)の期間は、契約上の工事期間ではなく実際に施工した期間を記入して下さい。なお、契約工事期間と施工期間が大幅に相違している場合は、その理由等について記録しておいて下さい。

*「次年度元請工事見込み額」について、概算金額が大きく変わる場合のみ金額をご記入ください。

*「請負金額」について

「請負代金」の額は消費税を除いた請負金額で、変更契約等による増減がある場合は最終の金額を記入して下さい。

注文者などからその事業に使用する工事用の資材などを支給されたり、又は機械器具等を貸与された場合には代金に加算、「機械装置の組立または据付の事業」における機械装置については差し引く場合がありますのでお知らせ下さい。事業の種類が「機械装置の組立又は据付の事業」以外の場合は、工事用物の控除はできません。

賃金総額を支払賃金で算出する場合は、お知らせ下さい。この方法(支払賃金)による申告は、準備作業・周辺作業等を含め各現場ごとの下請け・孫請等のすべての労働者の賃金を作業日報、賃金台帳等にて正確に把握ができる場合に限りです。また、賞与等の一時金も算入されます。(支払日の工事分に算入)

*事業の種類分類について

道路工事において、「〇〇線道路改良(改修)工事」等の名称で発注された工事で、その工事内容が「路線の変更」又は「路幅の拡張」(注、拡張幅に関係なく)であれば、『道路新設事業』の保険率が適用されます。

路面標識等の表示を行う事業(路面標示)は、道路付属施設を設置する工事として建設事業として扱い、『その他の事業』の保険率が適用されます。

主として既設建築物の内部において各種設備工事(「機械装置の組立又は据付の事業」は除く。)を行う事業及び室内の塗装、建具の取り付け、その他の内装工事を行う事業は、『既設建築物設備工事業』に該当します。主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業、また、建築物の新設に伴う内部設備工事業及び内装工事業は、たとえ分割発注であっても『建築事業』の保険率が適用されます。

建売住宅事業については住宅を販売する事業主が自ら建物の建築を請負業者に注文する場合、当該発注者と請負契約を締結した事業主を元請負人とします。

※工場、作業場、倉庫、資材置場等での作業や金属製造加工、畳、家具等既製のものを作り置く場合や事務員・営業員を雇っている事業所は建設業の労災だけでは適用されません。それぞれ別個の事業として労災保険に加入する必要があります。

※2026年度4月1日より特別加入の給付基礎日額を変更したい場合は2026年3月26日までに手続きにお越し下さい。特別加入者が除染作業を行う場合は業務内容の変更の届け出が必要となりますのでお知らせ下さい。

※労働者を一人でも雇っていれば、雇用保険の加入手続きが必要です。雇用保険法に基づき、適用基準を満たす労働者について届け出が必要です。

※記入方法が不明な場合は説明会に工事内容、代金等が確認できる書類をご持参下さい。

中小事業主等の労災保険特別加入制度

特別加入制度の概要

みずから現場で働く事業主や同居の親族、法人の役員が、労災補償を受けたいときには、「特別加入」制度に加入することができます。「特別加入」していないと労災にあったとき、適用を受けられません。(別居、非役員の家族、親族であっても業務上、仕事の段取り、指示をする場合は特別加入が必要)実態が特別加入者であるにもかかわらず万が一、被災した場合は補償が受けられませんので特別加入するなど実態に応じた労災加入が必要です。

特別加入者の労災保険の主な適用範囲

保険給付の対象となる災害は労働者の行う業務に準じた業務を行っていた場合に限られます。

労働者の所定労働時間内に行われる作業中及び前準備・後始末作業中等の事故 **ただし、株主総会、役員会、得意先の接待等の事業主本来の業務は除く**

労働者の残業又は休日出勤に応じて行う作業中の事故

ただし、休日および所定労働時間外に特別加入者のみで作業をしていた時の労災事故は、補償対象外です。

特別加入者(事業主・役員等)は、元請・下請関係なく特別加入された労災保険が適用されます。

特別加入者は6,000円～25,000円の間で選択された日額が「給付基礎日額」となります。6,000円から10,000円までは1,000円単位

10,000円から2,000円単位で24,000円まで25,000円上限

労働者が0名で雇用見込みがない場合、また以前は常用労働者を雇用していたが、現在は臨時的雇用等が続いており、労働者の年間日数が100日未満で、それを超える雇用見込みがない場合には特別加入の加入要件をみたしていないことから、事業主特別加入の脱退の手続きが必要です。その場合、一人親方等の特別加入をすることができます。

労働者の労災保険の主な適用範囲

請負工事現場における作業中の事故

ただし、下請・孫請工事等の際に発生した労働者の事故は、元請会社の労災保険が適用されます。請負工事現場及び会社作業場等で現場作業に必要な材料、道具等積込などの前準備、後始末作業等の事故

自宅から会社までの往復を合理的な経路で通勤している時の事故

ただし、他人がいる自動車事故の場合は自動車保険を優先します。

◆労働者の場合は、「平均賃金」に相当する額が「給付基礎日額」となります。平均賃金＝傷病発生日直前3ヶ月間の総支給額÷傷病発生日直前3ヶ月間の総日数(暦日数)

◆休業(補償)給付を請求される場合は、直近3ヶ月分の出勤簿、賃金台帳が必要です。

以上が主な労災保険の給付内容となります。

上記の請求をされた場合、支給・不支給の決定は、労働基準監督署が判断します。

建設の事業を営む事業主の皆様へ

建設現場 + **製造工場** + **倉庫** + **事務所**

建設の事業を営む事業所が、製造・加工場を併せ持つ場合においてそれぞれが独立していること

《建設事業の賃金総額》

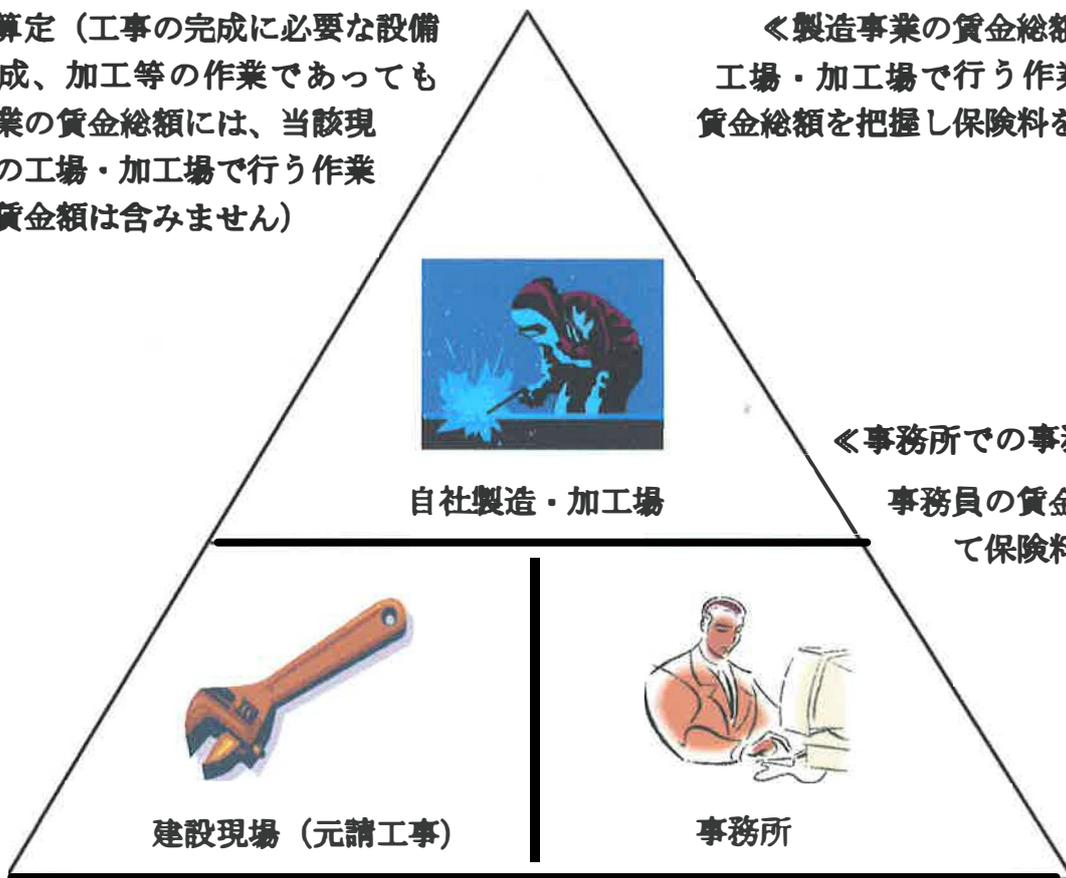
現場に従事する全ての労働者の賃金総額
又は、徴収法11条3項賃金総額の特例
により算定（工事の完成に必要な設備
等の作成、加工等の作業であっても
建設事業の賃金総額には、当該現
場以外の工場・加工場で行う作業
に係る賃金額は含みません）

《製造事業の賃金総額》

工場・加工場で行う作業に係る
賃金総額を把握し保険料を算定

《事務所での事務作業》

事務員の賃金総額に
て保険料を算定



〈例〉建設事業（元請工事）と製造業の部門とを年間を通じて併せ行う鉄工所等について

**それぞれ「別個の事業として」労災保険
に加入する必要があります。**

※ 工場と事務所が同一場所（それぞれ独立していない）の場合、事務所の労災保険率は工場の労災保険率が適用されます。

三重労働局 総務部 労働保険徴収室

事業の種類		おもな該当工事	労務比率 (%)	保険率 /1000	
33	ほ装工事業	道路、広場、駐車場などのほ装工事 砂利などの散布 広場、運動場などの展圧、芝張り	17	9	
35	建築事業	建築物の新設、改修、復旧、維持等・外部、高所の作業 住宅、ビルなどの新築、増築、改築 木造、れんが、石、ブロック造り等の家屋、鉄骨造り、鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造 新設に伴う電気の設備工事業 建築物の新設に伴って行われる電気設備、電気配線、ネオン装置、電燈照明等の設備工事 新設に伴う設備工事業、内装工事業 給水給湯排水等の設備、衛生設備、消火設備、冷暖房設備等の各種設備 門、塀、棚、庭園等の建設事業 既設建築物の外部の諸工事・足場工事・太陽光発電設備装置設置工事 工作物の解体（破壊しない）一部を解体、資材の大部分を解体し破壊せずに再利用 移動、取りはずしまたは撤去の工事（破壊しない） 信号機、広告塔などの建築工事	23	9.5	
38	既設建築物設備工事業	主として既設建築物・既存施設の内部における各種設備工事業・内装工事業・電気の設備工事業 建具、床張り、壁張り、間仕切り、階段の改修等の工事 電話、給水、給湯等、衛生、消火等、暖房、冷房、換気、乾燥、温室調整等の設備工事 室内塗装 工作物の塗装など その他の設備工事業 （機械装置の組立据付から一貫して行う設備工事の場合、機械装置以外の設備工事を行う場合、ボイラ-装置以外）	23	12	
36	機械装置の組立据付事業	各種機械装置の組立、据付の工事	組立または取付に関するもの	38	6
		エレベーター、エスカレーター、石油精製装置等の大がかりな組立据付工事	その他のもの	21	
37	その他の建設事業	道路、鉄道、河川の改修、復旧、維持の工事 造園の事業 重機を用いるなど土木工事の態様を伴う造園工事を行う事業 防波堤、岸壁、えん堤、水門、水路、貯水池、プール、砂防設備などの建設工事 地下ものの建設、鉄管、コンクリート管などの埋設工事 さく井、干拓、除雪 開墾、耕地整理または敷地・広場造成の工事 工作物の解体事業 （原型をとどめず解体、破壊）	23	15	
32	道路新設事業	道路の新設、路幅拡張工事	19	11	
31	水力発電施設	ずい道等新設事業	19	34	
34	鉄道又は軌道新設事業		19	9	

建設業の労働保険料は、当該工事における元請工事金額が算定基礎となっています。制作・加工等の作業に従事する場合は、現場とは別に製造業の保険関係が必要です。

注文者などから、その事業に使用する工事用の資材などを支給されたり、又は機械器具等を貸与された場合には、代金に加算、機械装置の据え付けの事業における機械装置については差し引く場合がありますのでお知らせ下さい。

建売住宅事業については住宅を販売する事業主が自ら建物の建築を請負業者に注文する場合、当該発注者と請負契約を締結した事業主を元請負人とします。